

警務官及び警務官補の指定並びに権限の行使及び調整に関する訓令を次のように定める。

昭和30年5月18日

防衛庁長官 杉原荒太

警務官及び警務官補の指定並びに権限の行使及び調整に関する訓令

改正

平成10年3月25日庁訓第12号

平成13年3月26日庁訓第24号

平成14年3月18日庁訓第4号

平成19年1月5日庁訓第1号

平成23年4月19日省訓第20号

(警務官等の指定)

第1条 警務官及び警務官補（以下「警務官等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、陸上自衛官である警務官等については陸上幕僚長が、海上自衛官である警務官等については海上幕僚長が、航空自衛官である警務官等については航空幕僚長がそれぞれ命ずる。ただし、3等陸佐、3等海佐又は3等空佐以上の自衛官を警務官に命ずるときは、防衛大臣の承認を得なければならない。

- (1) 陸上自衛隊小平学校において司法警察職員の職務に関する基礎教育の課程を修了した者
- (2) 検察官、検察事務官又は司法警察職員であつた者
- (3) 3等陸佐、3等海佐又は3等空佐以上の自衛官であつて、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学において法学を履修した者又はこれと同等の学識経験を有すると認められる者

(警務官等の権限の特例)

第2条 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号。以下この条において「令」という。）

第111条第4項に規定する防衛大臣が定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊（以下「各自衛隊」という。）のいずれかに所属する警務官（幹部自衛官であるものに限る。以下この号において同じ。）が、他に所属する警務官から令第111条第1項から第3項までに規定する職務の行使を依頼された場合
- (2) 中央警務隊に所属する海上自衛官又は航空自衛官である警務官等が、令第111条第1項に規定する職務を行う場合

(3) 別に指定する地域において警務官等が職務を行う場合

(4) 犯人が複数であつて、かつ、その犯人を令第111条第1項第1号、第2項第1号又は第3項第1号のいずれかに区分することができない場合

(警務官等の権限の調整)

第3条 犯罪の捜査に際し各自衛隊の警務官等の職務の範囲が競合するときは、各自衛隊の警務官等は、犯罪の規模、方法その他犯罪の性質に照らし、当該犯罪の捜査を行う主たる警務官等を相互の協議により決定するものとする。

(捜査に関する協力)

第4条 各自衛隊の警務官等は、犯罪の捜査に関し、相互に協力しなければならない。

第5条 陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長は、前3条の規定を円滑に実施するために必要な事項をあらかじめ協議して定めておくものとする。

附 則

1 この訓令は、昭和30年4月1日から適用する。

2 警務官及び警務官補の指定及び権限の調整等に関する訓令(昭和28年保安庁訓令第6号)は廃止する。

附 則 (平成10年3月25日庁訓第12号) (抄)

1 この訓令は、平成10年3月26日から施行する。

附 則 (昭和13年3月26日庁訓第24号)

1 この訓令は、平成13年3月27日から施行する。

2 この訓令による改正後の警務官及び警務官補の指定及び権限の調整等に関する訓令第1条第1号の規定にかかわらず、陸上自衛隊業務学校において司法警察職員の職務に関する基礎教育の課程を終了した者に対する警務官等の指定については、なお、従前の例による。

附 則 (平成14年3月18日庁訓第4号)

この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日庁訓第1号) (抄)

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成23年4月19日庁訓第20号)

この訓令は、平成23年4月22日から施行する。